

協同組織金融機能強化方針

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の3)



平成28年11月

全国信用協同組合連合会

- 出会い・ふれあい・信用組合 -

目 次

はじめに	・・・ 1
第 1 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項	・・・ 2
第 2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資 する方策に関する事項	・・・ 6
第 3 第 1 及び第 2 の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営 指導の方針	・・・ 13
第 4 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項	・・・ 17
第 5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	・・・ 19
第 6 協定銀行が協定の定めにより保有する優先出資に係る事項	・・・ 24
第 7 剰余金の処分の方針	・・・ 27
第 8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	・・・ 29
第 9 前提条件	・・・ 31

はじめに

当会は、信用組合の系統中央金融機関として昭和 29 年の設立以来、中小規模事業者と個人の皆様（以下、「中小規模事業者等」という。）を主な顧客とする信用組合の金融業務や信用力の維持・向上など金融機能のあらゆる面において、様々なサポートを行ってまいりました。

こうした信用組合による中小規模事業者等に対する金融機能の更なる強化の一環として、信用組合が、今後とも地域等において期待される役割をこれまで以上に果たしていくための資本基盤の充実・強化に向けた取組みを行うにあたり、当会がこれを積極的に支援する態勢の構築が必要と判断し、平成 26 年 4 月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）第四章の二に基づく公的資金を活用する新たな資本支援制度（以下、「支援制度」という。）を創設いたしました。

これにより、当会は、平成 27 年度、中小規模事業者等に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上等適切かつ積極的な金融仲介機能に取り組む信用組合に対し資本支援を実施するため、金融機能強化法第 34 条の 2 に基づく優先出資の引受けの申込み及び同法第 34 条の 3 第 1 項の規定に基づく協同組織金融機能強化方針（以下、「強化方針」という。）の策定を行い、5 つの信用組合に対し、資本支援を実施いたしました。

今般、少子高齢化による人口減少や労働力人口及び生産年齢人口の減少に伴う地域経済縮小の解消並びに事業の創出、円滑な事業承継等地方創生が求められるなか、信用組合が地域の課題解決に向け、さらに一層の積極的・持続的な貢献を行っていくため、当会は、改めて、同法第 34 条の 2 に基づく優先出資の引受けの申込みを行うとともに、新たに強化方針を策定し、支援を受けた信用組合（以下、「特定信用組合」という。）の収益性及び業務の効率の向上並びに中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に必要な施策のサポートに努めてまいります。

第1 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

当会は、公的資金を償還するための財源を確保するために必要な収益性及び業務の効率の向上の方策を以下のとおりとし、必達に向けて取り組んでまいります。

(1) 収益性向上のための方策

当会は、「全信組連経営の中期的戦略（2014年度～2016年度）」において、経営戦略の一つの柱として「安定収益を確保するための有価証券ポートフォリオ運営」を位置付け、有価証券売却損益等を加えた実質的な資金利益の目標を120億円から170億円程度と設定、平成28年度の事業計画においては、年度内の金融経済環境を見越した上で、142億円の資金利益の確保を目指しております。

今後の金融環境を見据えますと、日銀が政策運営方針の枠組みを変更し、政策金利残高への付利金利と10年債利回りの長短金利を操作する「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」へ転換したことに伴い、国内長期金利の上昇は当面抑制されることが想定されます。一方でいずれは潜在成長率の持ち直しも相まって、中長期的には名目金利が上昇していくことも想定され、多様な金利シナリオが想定し得る状況下のなかでは、当会は信用組合業界の系統中央金融機関として安定運用に努める必要があります。平成31年3月期の資金利益は利鞘の縮小等から一時的に90億円まで低下いたしますが、当会としては、国内金利の安定局面や地域における資金需要の回復など金融資本市場の好機を捉え、コアポートフォリオからの安定収益を獲得することに加え、運用手法の多様化による収益確保を図り、平成38年3月以降は計画始期を上回る水準を確保してまいります。

○収益性を示す指標

【資金利益の当初10か年の推移】

(単位：百万円)

28/3期 (計画始期)	29/3期	30/3期	31/3期	32/3期	33/3期
17,183	15,570	11,389	9,078	10,000	11,000

34/3期	35/3期	36/3期	37/3期	38/3期
12,000	13,000	14,500	16,000	17,500

※資金利益 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)

(2) 業務の効率の向上のための方策

当会は、信用組合業界の系統中央金融機関という特性を活かした営業活動を行っており、従前より、少ない役職員・営業店で大量の資金を取り扱う効率的な経営をしております。

地域経済、特に地方における人口減少・少子高齢化というトレンドにおいて、地域経済の停滞に伴う資金需要の大きな拡大が見込みづらいことに加え、日銀による量的・質的緩

和を背景として国内金利が低下し、国債を中心とした有価証券運用が困難となっている中、当面は信用組合業界全体で資金量が増加する見込みにあり、業界全体の余裕資金は遞増傾向にあります。こうした余裕資金の増加傾向に伴い、当会の資金量も拡大傾向で推移する見込みにありますが、当会は、これまでの9営業店体制を維持しつつ、引き続き効率的な業務運営を行ってまいります。

さらに、各地域における信用組合活動の拠点であり、業界のシンボルとしての意義が認められる当会地方店舗については、さらなる業務効率化のため、各信用組合の役職員交流や研修などによる会議室の利用向上、空きスペースへのテナント誘致等に努めてまいります。

○業務の効率性を示す指標

【一営業店当たり資金量の当初3か年の推移】

(単位：百万円)

28/3期	計画始期	29/3期	30/3期	31/3期
647,670	647,670	730,017	785,573	843,351

※一営業店当たり資金量 = (預金 + 譲渡性預金) ÷ 営業店数

(3) 信用組合の収益性及び業務の効率の向上のための方策

信用組合業界において、①コア業務純益といった本業の収益力確保が厳しい状況にあること、②預貸率の低下に伴い余裕資金がますます多額になる中、ひとたび有価証券等運用に失敗が生じれば信用組合経営にも大きな影響を与えかねないこと、③信用組合経営と表裏一体の関係を有する地域経済を活性化させるための取組みがますます重要になってきていること等を背景に、当会の経営サポートに対する期待が高まっており、より幅広い観点から信用組合の経営全般をバックアップしていく役割が求められております。

当会がこうした期待や役割に前広かつ効果的に応えていくため、従来まで当会各部に分かれていた信用組合に対する経営サポートに関する企画・立案機能を集中一体化させ、各部単独では対応しきれない課題や問題についても柔軟に議論・実践していく枠組みを設けるべく、当会内部に組織横断的な体制として、平成26年7月に「信組経営サポート企画本部」を設置、平成28年10月には更なる経営サポートの充実を目的として、同本部内に統括機能等に特化した専担部署及び各信用組合が置かれている状況分析や経営シミュレーション等を専門的に行う部署を設置(再編)するなど、組織体制の整備・強化に取り組んでおります。

当会としましては、「信組経営サポート企画本部」において、以下のとおり信用組合の収益性及び業務の効率性の向上を目指して、より深度ある協議・分析を行い、実践することで、信用組合の収益性及び業務の効率性の向上を目指してまいります。

① 有価証券運用に関するサポート

信用組合が有価証券運用において、経営体力や管理能力を超えてリスクを拡大することがないように、運用状況およびリスク管理状況をモニタリングし、有価証券運用サポート、ALMサポート、リスク管理サポート、トレーニーの受入れ、市場関連の情報提供等運用態勢全般にかかるサポートを通じ、適切なリスクテイクを促すための助言・指導等を適宜実施してまいります。

また、勉強会の開催や電話相談等を通じ、信用組合運用担当者とのコミュニケーションラインの強化に努めてまいります。

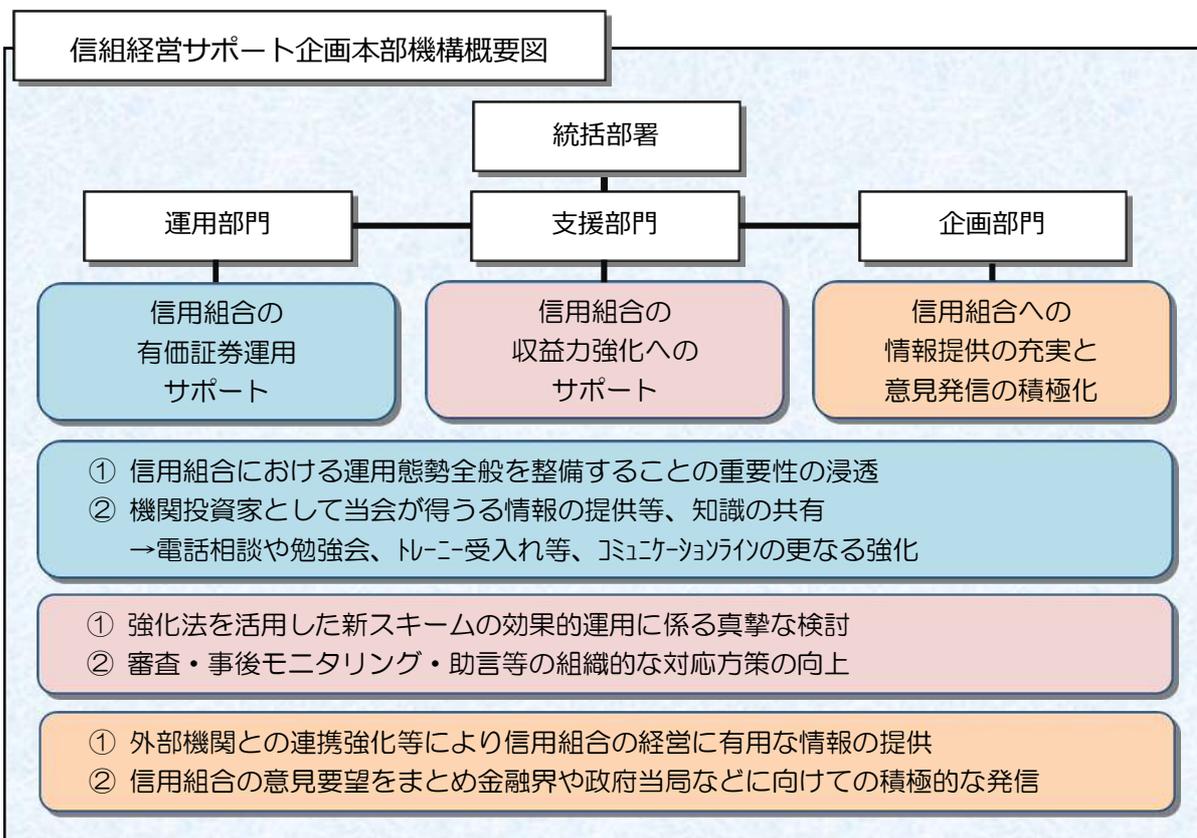
② 収益力強化に関するサポート

信組支援部を中心に、資金利益・役務収益の増加、経費削減等信用組合の収益力強化に向けた助言・指導等を実施いたします。

また、必要に応じて、外部コンサルタントを活用し、信用組合の経営戦略の策定支援等を実施いたします。

③ 情報提供の充実と意見発信の積極化

総合企画部を中心に、制度・規制・政策等に関する信用組合への情報提供等を実施いたします。また、信用組合と意見交換をする中で挙げた各種意見・要望等については、必要に応じて金融界や政府当局など外部に、全信中協の協力のもと、積極的に発信してまいります。さらに、くみれんメールマガジン（原則月1回発信）による情報発信のほか、信用組合との双方向のコミュニケーションを図るための活動を推進いたします。



(4) 特定信用組合の収益性及び業務の効率の向上のための経営指導の内容

当会は、特定信用組合より、「今後の経営戦略（収益性及び業務の効率の向上のための方策を含む）及び経営の見通し」「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策」「責任ある経営体制の確立のための方策」「優先出資の消却に必要な財源を確保するための方策」「財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策」等支援期間における経営方針と具体的方策を記載した計画（以下、「経営計画」という。）の提出を受けることを「中小金融強化支援要領」で規定しており、特定信用組合は、経営計画に基づき中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化や地域経済の活性化に努めるとともに、収益性及び業務の効率の向上を図ることとしております。

当会は、特定信用組合が、経営計画に掲げた営業推進方策、営業態勢の強化及び店舗政策の見直し並びに人材育成等の諸施策を着実に実施することにより収益性の向上と業務の効率化を図り、黒字額の拡大化につなげ、利益剰余金を確保するよう、本部各部や特定信用組合の管轄営業店と連携し、前（3）の方策に加え、定期的なモニタリングやヒアリング等きめ細かな指導・助言を行ってまいります（具体的な経営指導の内容・ヒアリング方法等については、P 7～10に記載しております。）。

第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

(1) 特定信用組合の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

信用組合は、地元の中小規模事業者の最も身近な金融機関として、資金ニーズに対し柔軟かつ弾力的に対応し、円滑な信用供与に努めることを経営方針として定めて地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。当会は、特定信用組合に対しましても、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に向け、お取引先の創業・新事業開拓、成長支援、経営改善・事業再生等、ライフステージに応じた適切なコンサルティング機能の発揮及び円滑な資金供給を図っていく旨を経営方針に掲げるよう求めることといたします。

また、これを遵守していくために必要な体制の構築、外部機関との連携、人材育成やノウハウの蓄積等、態勢の整備・充実を図るよう求めてまいります。

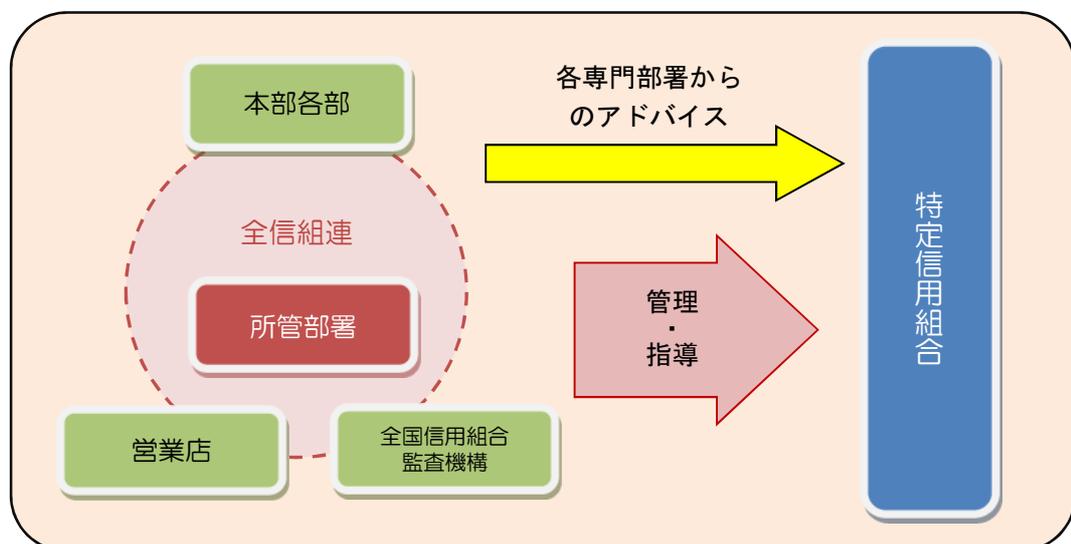
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 円滑な信用供与体制に向けた当会の指導体制の強化のための方策

当会は、特定信用組合が金融仲介機能の強化を図り、これまで以上に地域の中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされるよう、信用組合業界の系統中央金融機関として、以下のとおり、特定信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

ア. 体制の整備

当会では、特定信用組合に対する事後管理に係る所管部署を信組支援部とし、特定信用組合における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の着実な実施に向け、本部各部や特定信用組合の管轄営業店と連携して定期的なモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



イ. 経営計画の進捗管理

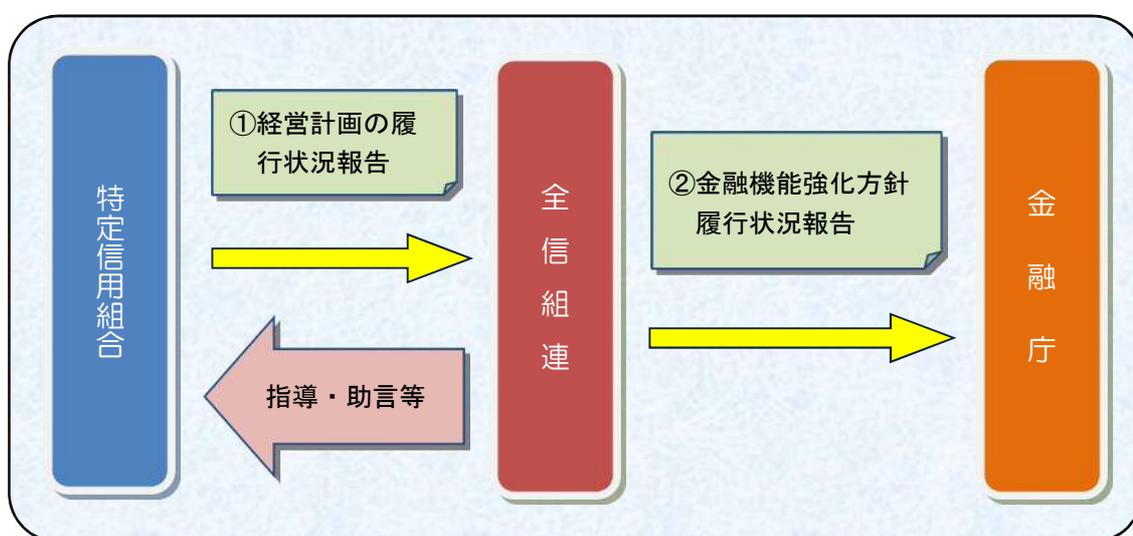
当会は、特定信用組合の経営計画について定期的な報告等を通じて、計画の進捗状況の管理を行うとともに経営状況の把握に努め、計画達成に必要な指導・助言を適時・適切に行ってまいります。

a. 経営計画の履行状況報告

特定信用組合が作成する経営計画に対する履行状況報告の提出を受け、進捗状況の分析、問題点の把握を行い、改善策の検討等を行ってまいります。

b. 強化方針の履行状況報告

当会は、金融機能強化法第34条の8に基づき、3月末、9月末を基準日として、強化方針の履行状況を金融庁へ報告いたします。



ウ. オフサイト・モニタリング

特定信用組合の経営計画の着実な履行を確保するためには、課題・問題点の早期発見と適切な対応が必要となります。

当会は、特定信用組合から定期的（四半期、半期、年次）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、経営計画の達成に向けた指導・助言を行ってまいります。

なお、経営計画の履行状況に問題が生じた又は生じるおそれがある場合は、上述の周期にかかわらず、モニタリングの適宜実施や周期の短縮化等、経営計画の達成に向け指導を強化してまいります。

a. 流動性リスク分析、有価証券リスク分析

四半期ごとに預金、貸出金の推移や現金、預け金等の状況を把握するとともに、

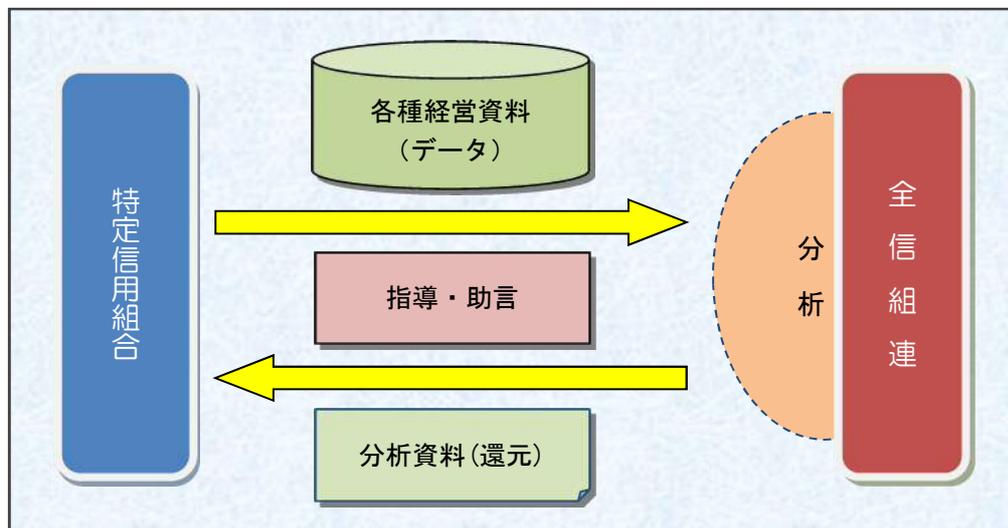
有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクの状況等について検証し、適切なリスク管理が行われるよう指導・助言を行ってまいります。

b. 有価証券損益影響分析、与信リスク管理

半期ごとに有価証券の評価損益を把握し、自己資本（健全性）に与える影響等について検証するとともに、大口先や業種別の与信状況を把握し、金額の推移、保全やポートフォリオの状況等について検証し、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

c. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析にあたり、信用組合業界における預金量規模別や業態別、地区別の比較や問題点を取りまとめた資料を提供し、問題認識の共有を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。



エ. 協議、ヒアリング

定量的な経営状況把握（オフサイト・モニタリング）では掴みきれない経営計画遂行上の課題・問題点等を定期的・階層別のヒアリング等の実施により把握し、適切な指導・助言を行うことにより、計画の達成に向けた各種取組みをサポートしてまいります。

a. トップとの協議

原則として半期に一度、理事長をはじめとした特定信用組合の役員との面談・協議を通じ、経営計画の検証や、基本方針に係る助言・指導を実施してまいります。

b. 総合ヒアリング

四半期に1回以上、当会所管部署又は特定信用組合の管轄営業店によるヒアリングを役員又は部長を対象に実施し、経営計画の推進体制、進捗状況及び経営状況についての把握、問題点の共有化を行ってまいります。

また、課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

なお、経営計画の履行状況に問題が生じた又は生じるおそれがある場合は、上述の頻度にかかわらず、実施頻度を増やし、経営計画の達成に向け指導を強化してまいります。

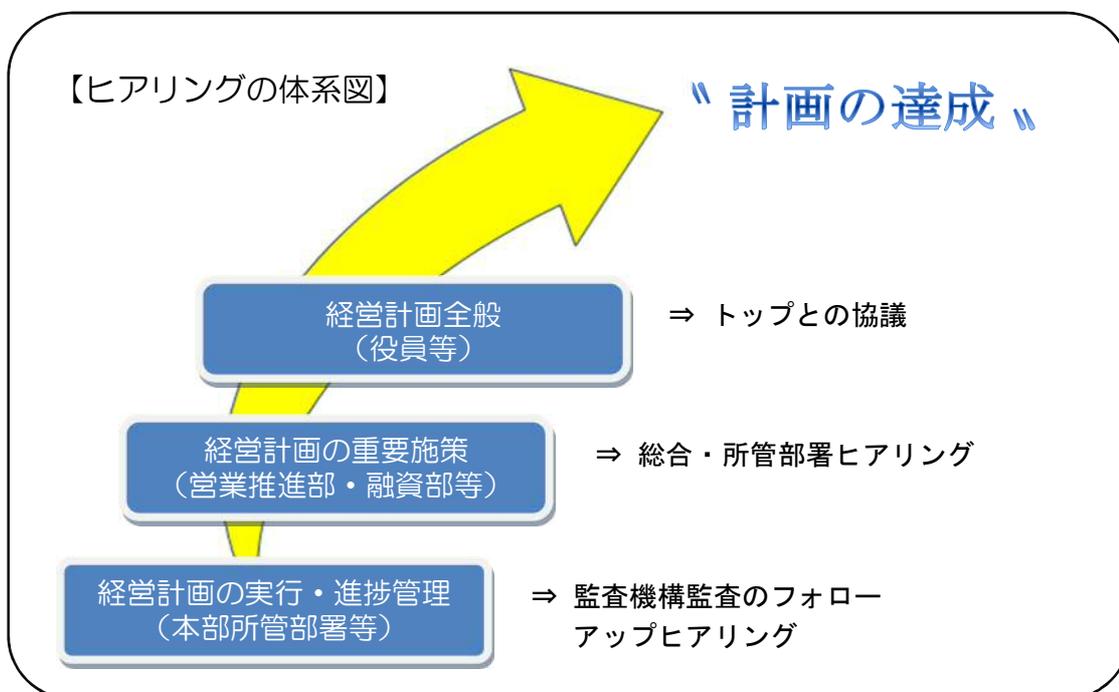
c. 所管部署ヒアリング

経営計画の主要施策（改善効果・目標の大きい施策）を担う特定信用組合の所管部署に対しヒアリングを行い、よりきめ細かな施策の履行・実効性確保の検証強化を図るとともに、対象範囲を絞ったヒアリングの実施により、一層の深度ある検証・指導を実施してまいります。

なお、開催は原則として四半期に1回以上といたしますが、施策の進捗状況に応じ、実施時期を調整することで、最も効果的なタイミングでの指導を実現してまいります。

d. 全国信用組合監査機構監査のフォローアップヒアリング

全国信用組合監査機構（以下、「監査機構」という。）監査の検証結果に係る対応状況について、関係各部署にヒアリングを実施し、継続的な状況把握と未解消課題に対する助言・指導の強化を行うことで、特定信用組合の各種リスクの適切な管理とガバナンスの強化に努めてまいります。



オ. 監査機構による検証・指導

当会は、特定信用組合に対し、原則として3年に1回、監査機構による監査を実施

いたします。当監査では、資産査定の確認や信用リスク、市場リスク、事務リスク等の検証を通じて、経営実態の詳細な把握を行うとともに、財務・収益基盤の強化に向けたアドバイスを行ってまいります。

なお、経営計画の履行状況に問題が生じた又は生じるおそれがある場合は、上述の周期にかかわらず、適宜実施することにより、経営計画の達成に向け指導を強化してまいります。

② 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

当会は、特定信用組合に対し、新規融資にあたっては、経営者保証ガイドラインに則した取組みを行うほか、決算書等の数値に現れない企業の技術力・販売力や成長性などの定性的な情報も判断材料として、お取引先の経営実態の十分な把握に努めるよう求めてまいります。

さらに目利き力向上のための融資勉強会やOJT研修等を継続的に実施し、コンサルティング能力の底上げと訪問活動によるモニタリング機能の充実とを両輪で進めるよう求めてまいります。

また、当会は特定信用組合の報告やヒアリングを通じて必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、お取引先のニーズや特定信用組合の状況に応じて、ABLの活用のほか、中小規模事業者の実態や経営者の課題に適切に対応した商品として無担保事業ローンの開発及び推進等の方策について指導・助言を行ってまいります。

③ 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当会は、特定信用組合に対し、支援期間内の毎年9月末及び3月末日（以下、「報告基準日」という。）における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高見込み・同比率（中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合）」、「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」及びこれらの実績が計画始期と比べて同等以上とするための方策（以下、「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」という。）を策定し、計画達成のため、本部と営業店が一丸となり、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進又は成長分野への融資推進等地域金融の円滑化に積極的に取り組むことを求めてまいります。

また、報告基準日における履行状況（計画達成のために行った方策を含む。）の報告を求めてまいります。

さらに、中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を達成するためには、職員のスキルアップ（営業力、提案力、コンサルティング能力等）が必要となることから、特定信用組合に対し本部の営業店支援、外部支援機関との連携、人材育成やノウハウの蓄積等体制の整備及び充実を図るよう求めてまいります。

当会は、特定信用組合の報告基準日における報告に加え、各種ヒアリングを通じて必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証し、中小規模事業者向け貸出残高・同比率が計画の始期における水準を上回るよう指導・助言を行ってまいります。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当会は、特定信用組合に対し、以下のとおり営業地域における経済の活性化に取り組むよう求めてまいります。

また、当会は、特定信用組合の報告やヒアリングを通じて必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証し、報告基準日における経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合が計画始期における水準を上回るよう方策の追加や見直しについて指導・助言を行ってまいります。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

中小規模事業者のお取引先においては、経営者の高齢化、後継者不在問題及び収益性の悪化等による廃業増加が懸念され、創業支援や新事業開拓支援の重要性が高まっております。

このようなことから、特定信用組合では、質の高い創業支援や、新事業開拓に資するため、各種制度融資、保証の利用促進を図るほか、必要に応じ、「ミラサポ」・「よろず支援拠点」の活用、日本政策金融公庫との業務提携・協調融資等に努め、創業、新事業展開後の成長資金への融資に繋げてまいります。

さらに、創業支援を行ったお取引先の事業が軌道に乗り、成長していく段階では、新たな設備投資や増加運転資金の確保が必要となることから、応需に前向きに検討していくとともに、事業計画の再策定を検討する必要がある場合には、お取引先の成長に最適なプランの策定と実行を行ってまいります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能強化のための方策

中小規模事業者のお取引先が抱える経営に係る課題・問題はこれまで以上に多様であり、改善に向けた支援ニーズは確実に高まっているものと認識しております。

こうした状況を踏まえて、特定信用組合は、お取引先からの相談について必要に応じ外部機関や外部専門家の指導を仰ぎつつ、お取引先の問題解決に資する強力なサポートに取り組んでまいります。

③ 早期の事業再生に資する方策

特定信用組合は、経営改善、事業再生が必要となった中小規模事業者のお取引先につきまして、抜本的な経営改善計画の策定や債務の一本化による資金繰りの改善、中小企業再生支援協議会などの外部機関や経営力強化保証制度等を活用した再生スキームの構築と実行、他業種への業種転換支援等により、お取引先の経営改善や再生支援に取り組

んでまいります。

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

特定信用組合の営業地域においても、中小規模事業者のお取引先の後継者不在による廃業が増加し深刻化している反面、多くのお取引先では具体的な事業承継に向けた取り組みや機会が不足しており、現状の事業を継続することが精一杯の状況となっております。

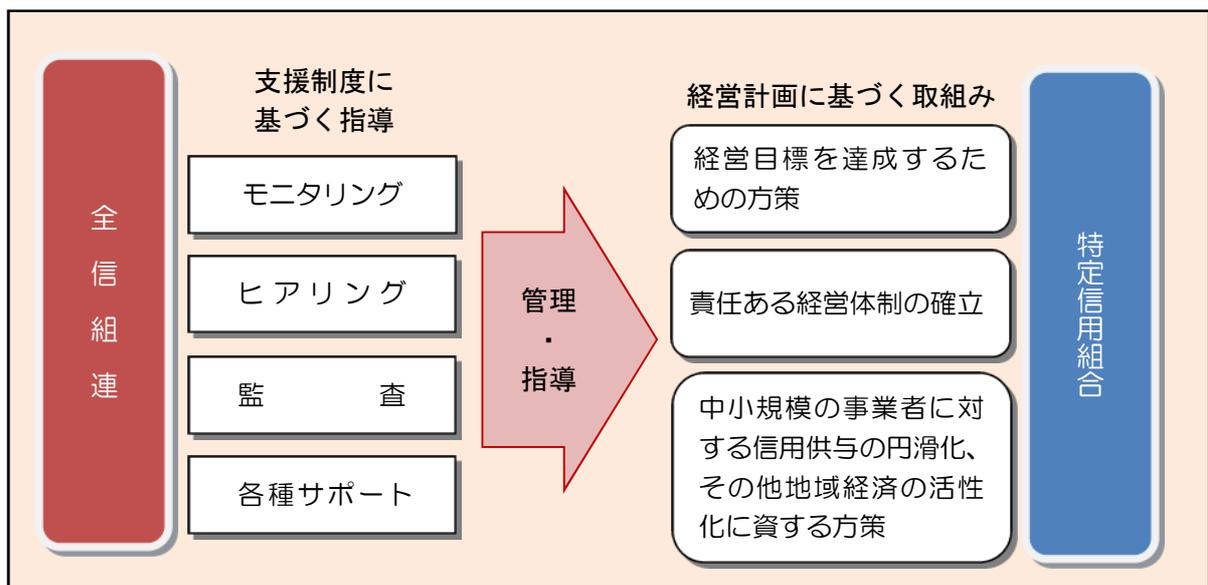
こうした状況を踏まえて、特定信用組合は、外部団体が実施している研修会や県の中小企業支援ネットワーク事業等に参加し、役職員の事業承継に係わる知識の定着を図り、事業承継問題へ積極的に取り組んでまいります。

第3 第1及び第2の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

当会は、これまで、中小規模事業者等を主な顧客とする信用組合の業務全般につき、様々なサポートを行ってまいりましたが、こうした信用組合による中小規模事業者等に対する金融機能の強化に資するため、平成26年4月に金融機能強化法第四章の二に基づく公的資金を活用しつつ信用組合の要請に応えることのできる新たな支援制度を創設いたしました。本制度は、信用組合が、今後とも地域等において期待される役割をこれまで以上に果たしていくため、資本基盤の充実・強化に向けた取組みを行う場合に、これを積極的に後押しする制度となっております。

当会は、金融機能強化法第四章の二の活用にあたり、強化方針に基づき、特定信用組合に対し、定期的なモニタリング、ヒアリング及び監査機構の監査などによる管理・指導に取り組み、特定信用組合の経営計画の着実な履行を実現するとともに、中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化に向けた取組みについて、当会の本部各部や特定信用組合を管轄する営業店と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。

具体的な経営指導の内容・ヒアリング方法等については、P7～10に記載のとおりです。



(1) 経営の目標を達成するための方策への指導（各種リスク管理強化の状況を含む）

特定信用組合の財務・収益体質の強化・安定化が図られるよう、経営計画に掲げる各種施策の実施状況について、当会営業店におけるモニタリング、ヒアリング等を通じ確認し、事後管理の所管部署である信組支援部において施策の実施状況を的確に把握し、実効性の分析・評価を行い、当会の経営陣に報告いたします。

特定信用組合への助言・指導にあたっては、双方向での議論を進め、取組みが不芳となった場合は、要因分析及び改善対応へのサポートを行ってまいります。

(2) 従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導

責任ある経営体制の確立に向け、役員や重要施策を担う所管部署長等との面談のほか、監査機構監査等を通じて、特定信用組合のガバナンスやリスク管理体制の強化に向けた指導・助言を行ってまいります。

(3) 計画達成に必要な措置

当会は、特定信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営計画の達成に必要と判断される措置を適宜実施いたします。

① 中小規模事業者のライフステージに応じた信用組合の取組みへのサポート

ア. 起業・創業等へのリスクマネーの供給

当会は、地域における創業又は新事業の開拓を目指す中小規模事業者に対して、信用組合がそれら取組みのサポートを行う際の一つのツールとして、平成 26 年 11 月に「中小事業者等支援ファンド向け資金供給制度」を創設し、複数の信用組合のファンド創設を後押ししております。

これにより、それぞれの地域において、信用組合が運営する地域活性化ファンドに対して、当会がリスクマネーを併せて供給できることになり、地域における経済の活性化に資する方策として、信用組合が取り組む際の選択肢が拡大されております。

そのほかにも、信用組合のお取引先である中小規模事業者の資本金のニーズや販路開拓等の支援策として、クラウドファンディングの取組みに関するサポートを実施してまいります。

平成 27 年 6 月の投資型クラウドファンディングに関する包括的提携に続いて、平成 28 年秋には、購入型クラウドファンディングについて外部企業と包括的提携を結びました。また、クラウドファンディングに関する説明会を営業店で実施するなど、信用組合と外部企業との契約締結に向けた支援を行っており、引き続き、信用組合が起業・創業支援に取り組む際の選択肢の拡大を図ってまいります。

イ. 取引先の販路拡大へのサポート

特定信用組合からの相談に応じ、お取引先の販路開拓等に関する他の信用組合の取組事例等の提供や、業界ネットワークを活かしたビジネスマッチング展の開催を行うほか、必要に応じて、特定信用組合のお取引先の販路開拓を支援するコンサルティング業務（ビジネスチャンスの場を設けることにとどまらず、売上を取引先事業者に付与することを目的とした販路開拓支援業務）実施のため、コンサルタントや先行している信用組合を引き合わせる等、特定信用組合のお取引先のビジネスマッチング機会の創出に向けた取組みについてサポートを実施してまいります。

なお、昨年に引き続き、本年 10 月 26 日には、全国の信用組合のお取引先を対象と

した全国版ビジネスマッチング展「しんくみ・食のビジネスマッチング展」を開催し、44 信用組合のお取引先 221 事業者のブースを設置いたしました。今後もビジネスマッチング展を継続開催するとともに、信用組合のお取引先の販路拡大に向けた商談の機会を増やすため「商談会」への多数のバイヤー招致を目指し、大手商社や流通業者への招致活動に取り組んでまいります。

ウ. 各関係団体との事業再生等に関する連携強化

中小規模事業者の事業再生及び地域経済の活性化に資するため、当会は各関係団体と連携し、信用組合の事業再生支援の取組みについてサポートを実施いたします。

具体的には、当会営業店での、地域経済活性化支援機構の事業性評価に関する勉強会の実施を足掛かりとして、信用組合における地域経済活性化支援機構のトレーニー受入制度や特定専門家派遣制度の利用を推進しており、中小規模事業者等の事業再生及び地域経済の活性化に向けた取組みを、引き続き支援してまいります。

また、中小規模事業者等の事業承継問題の解消を通じた雇用の維持及び地域経済の活性化を図るため、平成 27 年 11 月より新たに始めた、信用組合の企画担当の役員・幹部職員を対象とする「くみれん経営セミナー」などでの機会を捉え、事業承継に関する各関係団体・外部機関等との連携強化に向けた取組みについても実施してまいります。

エ. しんくみリカバリの活用

信用組合業界の再生ファンドである「しんくみリカバリ」を活用し特定信用組合のお取引先の事業再生支援に向けての取組みについてサポートを実施してまいります。

② 特定信用組合に対する有価証券運用サポート

ア. 運用態勢面の助言

特定信用組合が有価証券運用において、経営体力や管理能力を超えてリスクを拡大することがないように、運用状況およびリスク管理状況をモニタリングし、運用態勢面（余資運用、内部統制、組織・人員等）の助言・指導等を実施いたします。

イ. A L M・リスク管理サポートの実施

特定信用組合の A L M の実施状況を確認し、データ整備や運営に関する助言・指導を通して、A L M 管理態勢やリスク管理態勢の強化をサポートしてまいります。

ウ. トレーニーの受入れ

特定信用組合の要請に応じ、有価証券運用に係るトレーニーを受け入れ、内部管理態勢の強化及び人材育成をサポートしてまいります。

エ. 有価証券運用に関する電話相談、情報提供

特定信用組合が有価証券運用を実施する上での各種相談事項（個別運用商品の概要やリスクの所在等の分析、市場環境に関する見方等）に関して、電話相談を随時行っ

てまいります。

相談内容に関しては、当会イントラネットにより関連本部や営業店で共有することにより、特定信用組合の状況把握に努めてまいります。

また、時宜を得て留意すべき商品・リスク関連情報に関する情報を提供し、特定信用組合の意識の改善・知識の向上に努めてまいります。

③ 情報提供の充実と意見発信に関するサポート

制度・規制・政策等に関する信用組合への情報提供等を随時実施しております。

また、くみれんメールマガジン（原則月1回発信）による情報発信を含め、引き続き、特定信用組合との双方向のコミュニケーションを図るための活動を推進してまいります。

第4 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の方策に係る審査体制

当会は、支援制度の取扱いを定めた「中小事業者等に対する金融機能強化支援制度規程」(以下、「支援制度規程」という。)において、地域の中小規模事業者の需資対応、地域活性化に向けた資金供給機能(融資)の強化を図ることを支援対象先の基準の一つとしております。

このため、当会は、信用組合より支援制度の申込みを受けたときは、当該信用組合における金融仲介機能の発揮による中小規模事業者に対する適切かつ積極的な信用供与の増強策、各種サービスの向上策及び経営改善や事業再生等の支援策の妥当性等について、必要に応じて外部コンサルタントの知見も活用し本部所管部署及び管轄営業店において検証・審査を行ったうえ、当会の非常勤理事をメンバーとする審査委員会及び理事会において審議し、支援対象先の基準に合致すると認められる信用組合について支援を行うこととしております。

(2) 優先出資の支援期間内の返済に係る審査体制

特定信用組合が利益剰余金の積上げを図り、支援期間内の優先出資返済を可能とすべく、支援制度規程に基づき、支援制度を申し込んだ信用組合から今後の経営戦略(収益性及び業務の効率の向上のための方策を含む)及び経営の見通しについての計画と施策の提出を求め、当該計画及び施策の妥当性について、本部所管部署及び管轄営業店による検証・審査を行ったうえ、審査委員会及び理事会において審議し、支援期間内の返済が可能と認められる信用組合について支援を行うこととしております。

(3) 資産査定に係る審査体制

当会は、支援制度規程に基づき、支援制度を申し込んだ信用組合の資産査定に係る規程要領、査定の体制、査定の実施方法並びに償却・引当等の適切性について、監査機構による監査や本部所管部署及び管轄営業店において検証・審査することとしており、資産査定の適切性が認められる信用組合について支援を行うこととしております。

(4) 信用組合に対する特定支援以外の財政上の支援

信用組合業界では、昭和44年7月に「全国信用組合保障基金制度」、平成14年4月に「信用組合経営安定支援制度」、平成23年2月に「合併特別支援制度」の計3つの財政上の支援制度を創設しております。

当会は、信用組合の系統中央金融機関として個別信用組合の健全性を確保し、ひいては

信用組合業界の信用の維持・向上を図るため、この3つの支援制度の運営について中心的役割を担ってまいります。

① 全国信用組合保障基金制度

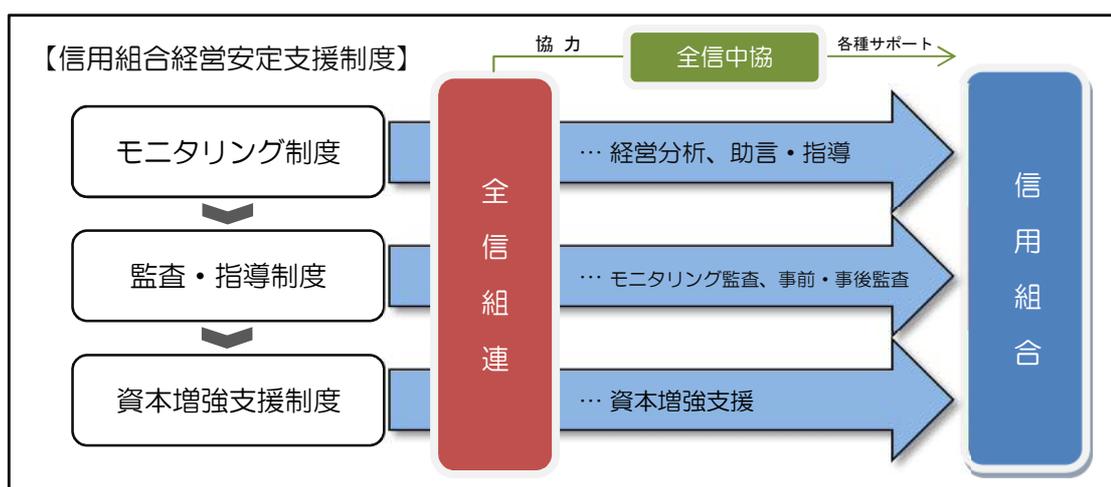
本制度は、信用組合が資金を拠出して「保障基金」の積立て（目標額 1,000 億円：平成 28 年 3 月末残高約 1,005 億円）を行い、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行っております。

② 信用組合経営安定支援制度

本制度は、信用組合、全国信用組合中央協会及び当会が協力して創設した信用組合業界のセーフティネットの制度であり、「モニタリング制度」、「監査・指導制度」及び「資本増強支援制度」の3つの制度から構成されております。

「資本増強支援制度」では、資本増強支援を希望する信用組合に対して、当会が審査のうえ支援を実行するとともに経営状態について管理・指導する制度です。

※平成 28 年 3 月末資本増強支援制度に基づく支援残高：24 信用組合 719 億円



③ 合併特別支援制度

本制度は、信用組合の合併に際し、合併後の経営安定化を目的として資本増強支援と資金援助を組み合わせた支援を行っております。

第5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

① ガバナンス態勢の強化

業務執行に係る意思決定等を行うための理事会を定期的に開催し、また、当会の理事については、定数の3分の2以上を会員である信用組合の代表役員とすることで、経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

さらに、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、理事長の諮問機関として「正副会長会」を置き、業務運営に関して意見を求めることにしております。

今後も、当会は、信用組合の系統中央金融機関として信用組合の多様な金融ニーズに応えるため、経営の健全性確保及び経営体制の強化に努めてまいります。

② 監査

監査部は、業務の健全かつ適切な運営を図るため、他の組織から独立しており、各部署に対し年度計画に基づき、「内部監査方針」、「監査規程」、「内部監査実施要領」等に則って監査を実施することとしております。

内部監査では、業務の多様化・システムの高度化等の情勢変化に対応し、事務処理監査に加え内部管理態勢（コンプライアンス・リスク管理）の検証・評価を行い、事故の未然防止、業務の健全性確保に努めております。

ア. 監査計画・実施

監査計画の策定においては、各部署が実施したリスクアセスメントを基に、所管する業務に内在するリスクの特性とその内部管理状況を勘案したうえで、残存するリスクが顕在化した場合の影響が大きいと判断される部署を優先的に監査対象部署とする等、頻度及び深度に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査計画を策定し監査を実施しております。

なお、監査計画策定にあたっては、各部署の事業計画も検討項目としております。

イ. 分析・評価

監査結果は、実地監査終了の都度速やかに常勤理事会へ報告し、問題点等があった場合は、役員が即時に協議・対応指示ができる体制としております。また、被監査部署へも監査結果の通知を行うほか、改善が必要な事項については、全部室店あてに留意事項として通知しております。

監査における指摘や問題点等については、被監査部署に対して、改善計画の提出及び改善状況の報告を求め、進捗管理を行っております。なお、内部管理態勢の評価が低い部署については、改善状況を確認するため、フォローアップ監査を行うこととしております。

各リスクの所管部署に対しては、監査実施の都度、監査結果を還元しているほか、

定期的に協議会を開催し改善が必要な課題の共有化を図っております。

③ 監事・外部監査人との連携

常勤監事とは、常勤理事会での監査結果報告、情報交換会の定期開催、常勤監事の監査講評会への出席等により連携を図っております。

さらに、外部監査人とは定期的に協議を実施し、意見交換するなど連携を図っております。

今後もこの連携体制を堅持してまいります。

(2) リスク管理体制強化のための方策

① 信用リスク管理

ア. 信用リスク管理方針

当会では、信用リスクが顕在化した場合の損失が戦略目標の達成に重大な影響を与えると認識しております。

そのため、与信業務に携わる役職員が従うべき行動規範等を「与信リスク管理基本方針」(クレジットポリシー)に定め、健全な与信業務を営むとともに、適切な信用リスク管理を通じて資産の健全性確保を図っております。

イ. 信用リスク管理手法

当会では、信用リスクの管理対象を、信用組合及びその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、また、社債等の市場運用に伴って信用を供与する一切の取引としております。貸出等の与信判断においては、信用格付を実施し、信用格付の定期的な見直し等による与信先等の事後管理の徹底を通じて、信用リスクの早期かつ適正な把握・管理に努めるとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性を確保しております。

また、市場運用、会員外直接貸出に係る与信先については、業態別・格付別に、与信先別の与信上限を設定のうえ与信状況を一元的に把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めております。

さらに、管理対象資産に係る信用リスク量を VaR 法により計測し、信用リスクに対するリスク資本枠と比較・検証し、ALM委員会に報告しております。評価した際、信用リスク量がリスク資本枠を超過する場合には、速やかに臨時ALM委員会を開催し、対応を協議することとしております。

② 市場リスク管理

ア. 基本方針とリスク管理方法

市場リスクの管理については、VaR 法により資産・負債全体の市場リスク量を計測し、これらがリスク資本枠を超えないよう厳格なモニタリングを実施し、ALM委員

会に報告しております。

VaR 計測モデルについては、予め計測された市場リスク量と、保有期間中に発生した実際の損益の動向等を比較するとともに、損失の方が大きい場合には原因を分析し、モデルの信頼性を確認しております。

さらに、採用している計測方法（採用モデル）の特性（限界及び弱点）を把握するため、採用モデルとは異なる代替的な手法による計測結果と定期的に比較検証をしております。

また、VaR 法では把握できない、例外的ではあるものの蓋然性のあるイベントにより発生し得る潜在的損失については、ストレステストを通じて自己資本で十分に吸収することができるか検証しております。

当面は、マイナス金利環境における当会ポートフォリオ特性を考慮した効果的なストレステストを実施し、組織内部でリスク状況についての共通認識を一層高めることでリスク・コミュニケーションの活性化を図ってまいります。

イ. アウトライヤー基準への対応方針

アウトライヤー基準に適切に対応するため、有価証券のみならず、預金・貸出金も含めた当会のバランスシート全体の金利リスク量を算出、分析したうえで、経営体力に見合ったリスクコントロールに努めております。

（3）法令遵守の体制の強化のための方策

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、自らの社会的責任と公共的使命を常に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題として取り組むこととしています。

このため、理事会は、倫理憲章及び行動規範において、法令等の遵守や反社会的勢力の排除等を定めているほか、コンプライアンスに関する体制整備・研修等の実施計画として、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定しております。

また、理事長は、年頭所感や部店長会議等、可能な機会を捉えコンプライアンスに対する取組姿勢を示しており、理事は、コンプライアンスに対して、率先垂範し取り組むとともに、体制整備の実践、進捗状況の把握等に努めております。

コンプライアンス体制としては、本部に統括部署、営業店と本部各部室にコンプライアンス担当者を配置し、当会全体での取組みのもと、役職員が一丸となり、コンプライアンスの徹底に努めております。

統括部署である総務部は、コンプライアンスの企画・立案をはじめ、職員からの相談や研修の実施、各部室店への研修指導といった啓蒙活動及び不祥事件等の未然防止などコンプライアンスに関する事項全般を担当し、各部室店と連携してコンプライアンスの推進に努めるとともに、その推進状況を半期毎に理事会等へ報告しております。

このほか、各種協議会として、統括部署と各部室店のコンプライアンス担当者との連携強化を図るため、「コンプライアンス担当者連絡協議会」を毎年度、コンプライアンスの推進強化及び事務リスクの未然防止とリスク管理態勢の向上を図るため、関係部署（総務部、事務集中部、監査部）による「情報連絡協議会」を半期毎に開催しております。

今後とも、法令等遵守（コンプライアンス）は、信用が最大の財産ともいえる金融機関にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を得るうえでの基本原則であると認識し、役職員一人ひとりが日々の業務運営の中で着実に実践してまいります。

（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策

① 監査体制

理事会では、理事定数の3分の2以上を会員信用組合の代表役員で占めており、常勤理事の職務執行に対して監督・牽制する機能を確保しております。

監事については、会員信用組合の代表役員2名、弁護士1名（員外監事）及び常勤監事1名の計4名を選任し、理事の職務執行を客観性・透明性をもって監査する体制を確保しております。

常勤監事は、重要な経営会議に出席するほか、理事会議事録等の重要書類を閲覧し、理事の職務執行等の確認を行うとともに、会計監査人とも定期的な意見・情報交換を実施し、理事の職務執行状況の的確な把握に努めております。

また、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使について独立した立場で適切な判断を行うことに留意しております。さらに、監事の指揮命令下で業務に従事する専属の職員（監事付）を配置し、監事の職務執行等を迅速、的確に行うための体制を確保しております。

② 経営に対する評価の客観性の確保

当会は、信用組合に対し、毎年6月の定時総会前に全国9地区において地区総会としての「くみれん懇談会」を開催しており、総会への報告・付議事項の他、IRとして財務状況に関する報告を行うとともに、信用組合の経営執行部（常勤理事）に対する意見を広く収集しております。

さらには、平成27年度より全国9地区において、各信用組合の理事長が集まる機会に併せて、年2～3回を目途に、「くみれん情報交換会」を開催しており、当会執行部が系統中央金融機関として抱えている現状の金融経済環境における課題認識や、今後の業務執行方針等について、より鮮度の高い情報を伝達するとともに、信用組合の理事長等との活発な意見交換を行っております。

こうした取組みを今後も継続することにより、経営に対する評価の客観性を確保してまいります。

(5) 情報開示の充実のための方策

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、その業務内容や活動状況を世間に幅広くご理解いただくため、広報活動の強化に努めております。

ディスクロージャー誌の発行を始めとして、信用組合の組合員・お客さまを対象とした「ミニ・ディスクロージャー誌」の発行やホームページの運営等を通じて、信用組合業界のPR・イメージアップに努めているほか、経営の透明性を高めるため、半期情報の開示を行っております。

また、平成26年度より、マスコミ各社を対象とした「くみれん記者懇談会」を開催しており、信用組合業界全般の状況や当会の活動に対する理解を高めてもらうための方策を実施するとともに、信用組合の経営をサポートする諸施策を開始する際には、ニュースリリースを公表するだけでなく、必要に応じて記者会見・記者レク等を実施しております。

今後も、引き続き上記取組みを継続するとともに、情報開示のみならず、その前提となる業界に対する知名度や理解度の向上に向けた方策を適宜実施してまいります。

第6 協定銀行が協定の定めにより保有する優先出資に係る事項

発行金額・条件については以下のとおりです。

【平成27年度分】

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日(払込日)	平成27年12月22日(火)
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき200,000円(額面金額1口100,000円) 1口につき100,000円
4. 発行総額	10,600百万円
5. 発行口数	53,000口
6. 配当率	12か月日本円TIBOR+0.32% (ただし、小数点第3位を四捨五入し、8%を上限とする)
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する(当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。) ③ ①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が①、②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

【平成28年度分】

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日(払込日)	平成28年12月27日(火)
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき200,000円(額面金額1口100,000円) 1口につき100,000円
4. 発行総額	6,240百万円
5. 発行口数	31,200口
6. 配当率	12か月日本円TIBOR+0.32%

	(ただし、小数点第3位を四捨五入し、8%を上限とする)
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③ ①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が①、②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

(1) 必要資本額の根拠

中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上等適切かつ積極的な金融仲介機能に取り組むべく、平成27年度に引き続き、今般、2つの信用組合より新たに支援制度に基づく支援の申込みがございました。

当該信用組合の自己資本比率は、国内基準である4%を上回っておりますが、当該信用組合の営業エリアである地域の経済環境は厳しい状況にあり、金融機関に対する円滑な資金供給や、中小規模事業者等の経営改善及び事業再生等に対する支援ニーズが今後、さらに増加していくことが見込まれます。

こうしたなか、当該信用組合は、協同組織金融機関として期待される役割と責任は極めて重要であると考えており、将来にわたって地域の中小規模事業者等に対する円滑な金融仲介機能を発揮し、地域の活性化に貢献するためには、より強固な財務基盤を構築する必要があると認識しております。

このため、当会が当該信用組合の財務内容や健全性及び提出を受けた経営計画等について規程等に基づく検証・審査を実施した結果、当該信用組合は、地域の活性化に貢献するためのより強固な財務基盤を構築するための資本支援として計62億4千万円が必要と判断いたしました（平成27年度の資本支援額との合算168億4千万円）。

当該信用組合はこの資本増強により自己資本の充実を図り、今後、地域経済や金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤の安定性を確保し、地域の中小規模事業者等に

対する適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に万全を期してまいります。

(2) 当該自己資本の活用方針

今般の資本増強を受けたのち、当会は、特定信用組合としての要件を満たしていると認められる2つの信用組合に対する資本支援を実施いたします。

これにより、当該信用組合は財務基盤の充実・強化が図られることから、現特定信用組合（5信用組合）同様、金融仲介機能の発揮による中小規模事業者等に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に積極的・持続的に取り組んでまいります。

第7 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針

平成 27 年度につきまして、普通出資については年 4%の割合で配当を実施しております。また、既存の優先出資につきましては、第 1 回から第 5 回発行分が年 0.4%、第 6 回発行分が年 1.2%の割合で配当を実施しております。

今後の配当に対する方針に関しましては、優先出資につきましては、約定に従った配当を行うとともに、普通出資につきましては、毎年度の剰余金の水準により都度検討いたしますが、大幅な金融情勢の変化がない限りは、原則として現行の水準を維持していく方針であります。

(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当会の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

また、賞与につきましては、非常勤を含む全役員に対し、支給しておりませんが、支給の必要があるときは、前年度の業績等を勘案し、各理事の賞与額は理事会、各監事の賞与額は監事の協議により決定いたします。

今後とも、役員に対する報酬及び賞与については、現行の方針を継続してまいります。

(3) 財源確保の方針

強化方針に盛り込んだ諸施策を着実に遂行することにより収益力の強化と業務の効率化を進め、安定した利益を確保し、財源の積上げに努めてまいります。

収益計画を前提とした利益剰余金の積上げを実施することにより、平成 47 年 3 月末には 2,024 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 106 億円の返済財源は確保できるものと見込んでおります。また、平成 48 年 3 月末には 2,088 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 62 億 4 千万円の返済財源は確保できるものと見込んでおります。

なお、強化方針通りに利益を確保できない場合であっても、これまでに積み上げた剰余金の活用や資本準備金等の剰余金への振替、出資の募集等により、優先出資の返済に対応することができる財源を確保いたします。

【利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	28/3期 (実績)	29/3期	30/3期	31/3期	32/3期	33/3期	34/3期
当期純利益	11,403	3,754	4,145	2,480	3,045	3,765	4,485
資本準備金	10,300	13,420	13,420	13,420	13,420	13,420	13,420
利益剰余金	115,176	116,948	119,076	119,539	120,602	122,386	124,889
利益準備金	20,700	21,096	21,511	21,914	22,219	22,595	23,044

	35/3期	36/3期	37/3期	38/3期	39/3期	40/3期	41/3期
当期純利益	5,205	6,285	7,365	8,445	8,445	8,445	8,445
資本準備金	13,420	13,420	13,420	13,420	13,420	13,420	13,420
利益剰余金	128,113	132,416	137,800	144,264	150,727	157,191	163,654
利益準備金	23,564	24,193	24,929	25,773	26,618	27,462	28,307

	42/3期	43/3期	44/3期	45/3期	46/3期	47/3期	48/3期
当期純利益	8,445	8,445	8,445	8,445	8,445	8,445	8,445
資本準備金	13,420	13,420	13,420	13,420	13,420	13,420	8,120
利益剰余金	170,118	176,581	183,045	189,508	195,972	202,436	208,899
利益準備金	29,151	29,996	30,840	31,685	32,529	33,374	34,218

(注) 28/3期は実績、29/3期以降は計画

第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等

当会の経営管理に関しては、「第5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」に記載しているとおりであり、業務執行に対する監査や経営の評価に関する客観性の確保、適切な情報開示等を通じて、財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保してまいります。

なかでも、当会の収益の太宗を占める有価証券のポートフォリオの運営は当会の収益性や健全性を確保する上で重要度が高く、また、業界のシステムインフラの運営に関しては、社会的使命が高く、近年の不正送金問題にも見られるように、セキュリティの向上が喫緊の課題となっております。

今後、市場のボラティリティが高まる中、環境変化に柔軟に対応するためにも、ALM 委員会やその下部組織である「ALM サブコミッティー」などの場を通じて、引き続き、経営陣と実務担当者間のリスクコミュニケーションをより活発化していくことに努めてまいります。

また、システムインフラに関しては、当会経営陣とシステム子会社経営陣で構成する「共同センターシステム管理委員会」でシステムリスク管理の現状を共有することや、業界システム全般の投資戦略を議論するために当会理事長の諮問機関として平成 27 年度に設置した「金融インフラ投資戦略委員会（理事長会）」の運営等を通じて、ガバナンスを強化してまいります。

(2) 各種リスク管理の状況及び今後の方針等

① 統合リスク管理態勢

当会では、統合的リスク管理の対象リスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク及び子会社リスクとしております。このうち定量的に評価している信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクのリスク量を合算のうえ、統合リスク量を算出し、リスク資本（各リスクに配賦する自己資本の上限額）と対比し、それ以外の流動性リスク、風評リスク及び子会社リスク等（リスク顕在化時に評価した損失額等）については、未配分資本と対比し、ALM 委員会に報告しております。

また、経営体力の範囲内にリスクがコントロールされているかを検証し、業務運営の健全性確保に努めております。

なお、態勢面については随時検証・見直しを行い、リスクプロファイルに応じた適切な統合的リスク管理を実施しております。

② オペレーショナル・リスク管理態勢

当会では、当会の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により当会が損失を被るリスク及び当会の信用が低下することから生じる

損失に係るリスクをオペレーショナル・リスクと定義し、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスク、風評リスクを対象リスクとして、各リスクについて、それぞれの統括管理部署が管理すべきリスクを特定し、発生する可能性及び影響の大きさを勘案のうえ管理方法を定めリスクの低減を図っております。

また、オペレーショナル・リスクの総合的管理部署は、各リスクの管理状況についてモニタリングを行い、リスク低減策の実効性を評価するとともに、オペレーショナル・リスクの定量的な評価額を実際に発生した損失額と比較することによりリスク資本枠の十分性を検証し、常勤理事会に報告しております。

③ 流動性リスク管理

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、信用組合の資金需給を調整するとともに信用組合の余裕資金を効率的に運用する役割を担っています。こうした認識のもと、流動性リスクを的確に把握し厳正に管理するため、流動性リスクの管理方針を制定しております。

資金繰りリスクについては、資金繰りに係るリスク管理指標を定め、資金調達・運用計画を反映した資金繰り見通しを作成し、適正な流動性資産の水準を維持出来るよう管理するとともに、ALM委員会において資金繰りリスクに関する事項の報告と審議を行っております。

また、経済情勢や災害等の外部環境の急変により、流動性危機の発生が予想される場合には、対応策を協議するための緊急会議を招集する等の管理態勢を整備しております。

なお、各種ストレス事象を想定したストレステストを定期的に実施し、当会固有のリスク特性を踏まえた流動性リスク管理の適切性確保に努めてまいります。

今後も、戦略目標を踏まえ、毎年、理事会において決定されるリスク管理方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備・強化に努めてまいります。

※ 信用リスク管理及び市場リスク管理の状況につきましては、「第5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」に記載しております。

第9 前提条件

(前提となる景気環境)

国内景気は、新興国経済の減速の影響などから輸出・生産面に鈍さがみられるものの、基調としては緩やかな回復を続けております。今後は、家計・企業の両部門において所得から支出への前向きな循環メカニズムが持続するもとの、国内需要が増加基調をたどるとともに、輸出も、海外経済が減速した状態から脱していくにつれて、緩やかな増加に向かうことから、国内経済は、基調として緩やかに拡大していくと予想しております。

(金利)

米国は利上げ局面に入ってきておりますが、利上げペースは緩やかになる見通しで、日本においても9月の日銀金融政策決定会合でイールドカーブ・コントロールの枠組みが導入されており、緩和的な金融政策が継続すると見込まれることから、国内金利は低位ないしマイナスで推移するものと予想しております。

(為替)

ドル/円レートについては、世界経済の不確実性の高まり、日銀の金融緩和効果を巡る不透明感および米国の利上げペース鈍化観測から円高ドル安の動きが基調となっております。しかし、今般の日銀の政策変更により金融緩和政策の持続可能性が高まったことに加え、米国経済が緩やかな回復基調を維持している限り、これ以上の米利上げ予想後退によるドル安圧力が台頭する可能性は低いため、100円/ドルを挟んでの動きになると予想しております。

(株価)

欧米株式、中国株式等海外に不安が残るものの、日本株式については、米国の利上げ等で一時的に調整する場面はあっても、日銀によるETF買いに支えられ底堅く推移するものと予想しております。

【前提条件】

指標	28/3 末 (実績)	28/8 末 (実績)	29/3 末 (前提)	30/3 末 (前提)	31/3 末 (前提)
無担保コール翌日物 (%)	▲0.002	▲0.048	▲0.050	▲0.050	▲0.050
TIBOR 3 か月 (%)	0.09909	0.0600	0.0600	0.0600	0.0600
新発 10 年国債利回り (%)	▲0.095	▲0.078	0.000	0.000	0.000
ドル/円レート (円)	112.68	103.18	103.00	103.00	103.00
日経平均株価 (円)	16,759	16,887	17,000	17,000	17,000

※本表の 28/3 月末及び 28/8 月末の各実績値は以下によります。

- 1.無担保コール翌日物・・・日本銀行公表の無担保コール O/N 物レート (平均値)
- 2.TIBOR3 か月・・・全銀協 TIBOR 運営機関公表の日本円 TIBOR
- 3.新発 10 年国債利回り・・・公社債店頭売買参考統計値 (平均値)
- 4.ドル/円レート・・・三菱東京 UFJ 銀行公表の対顧客外国為替相場 (仲値)
- 5.日経平均株価・・・終値

以上

1. 内閣府令第92条第1号に掲げる書類

- 法第34条の2の申込みの理由書

優先出資引受けの申込みに係る理由書

平成28年11月17日

(提出者) 本店又は主たる 東京都中央区京橋1丁目9番1号
事務所の所在地
商号又は名称 全国信用協同組合連合会
代 表 者 代表理事 内 藤 純 一

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の2に基づく、優先出資の引受けの申込みに係る理由は以下のとおりでございます。

記

当会は、信用組合による中小事業者等に対する金融機能の更なる強化の一環として、信用組合が、今後、地域等において期待される役割をこれまで以上に果たしていくうえで資本基盤の充実・強化を行うことが必要となる場合があるものと判断し、平成26年4月、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下、「金融機能強化法」という。)第四章の二に基づく公的資金を活用しつつ個別信用組合の要請に応えることのできる新たな資本支援制度(以下、「支援制度」という。)を創設し、平成27年度は、5つの信用組合に対して資本支援を実施いたしました。

今般、新たに、愛知県中央信用組合、鹿児島興業信用組合より当支援制度を活用したい旨の要請がございました。

当該信用組合は、この資本増強により、財務基盤の一層の強化を図り、これまで以上のきめ細かな金融仲介機能を発揮し、地元中小規模事業者や個人の皆様を全力でサポートする意向を明らかにしているところでございます。

当会といたしましては、当該信用組合が、地域の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識の下、これまで以上に安定的かつ円滑な資金供給を実施し、地域経済の活性化に貢献していくためには、支援制度に基づく資本増強支援を行うことが適当であると判断し、金融機能強化法第34条の2に基づき、優先出資の引受けを申請いたします。

以 上

2. 内閣府令第92条第2号に掲げる書類

- 提出の日前6月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

第63期（平成28年9月30日現在）貸借対照表

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
現 金	14	預 金	6,265,342
預 け 金	2,508,201	当 座 預 金	352
コ ー ル ロ ー ン	305,020	普 通 預 金	472,784
買 入 金 銭 債 権	98,752	定 期 預 金	5,629,000
金 銭 の 信 託	51,719	保 障 基 金 定 期 預 金	100,530
有 価 証 券	3,778,836	そ の 他 の 預 金	62,674
国 債	2,385,408	譲 渡 性 預 金	81
地 方 債	128,781	借 用 金	631,246
社 債	406,342	借 入 金	631,246
株 式	4,158	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,114,501
外 国 証 券	700,229	預 託 金	6
そ の 他 の 証 券	153,916	そ の 他 負 債	13,889
貸 出 金	1,563,744	未 払 費 用	8,560
証 書 貸 付	990,859	未 払 法 人 税 等	1,572
当 座 貸 越	559,462	前 受 収 益	0
代 理 貸 付 金	13,421	職 員 預 り 金	212
再 預 託 金	6	金 融 派 生 商 品	1,773
外 国 為 替	484	リ ー ス 債 務	12
外 国 他 店 預 け	484	資 産 除 去 債 務	47
そ の 他 資 産	46,979	未 払 金	224
長 期 出 資 金	100	そ の 他 の 負 債	1,484
前 払 費 用	27	賞 与 引 当 金	334
未 収 収 益	5,584	退 職 給 付 引 当 金	720
先 物 取 引 差 金 勘 定	314	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	109
金 融 派 生 商 品	201	繰 延 税 金 負 債	30,636
そ の 他 の 資 産	40,751	債 務 保 証	67
有 形 固 定 資 産	7,746	負債の部合計	8,056,934
建 物	1,476	（純資産の部）	
土 地	5,978	出 資 金	59,155
リ ー ス 資 産	11	普 通 出 資 金	48,855
建 設 仮 勘 定	98	優 先 出 資 金	10,300
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	181	資 本 剰 余 金	10,300
無 形 固 定 資 産	522	資 本 準 備 金	10,300

ソフトウェア	344	利益剰余金	117,660
ソフトウェア仮勘定	137	利益準備金	21,900
その他の無形固定資産	40	その他利益剰余金	95,760
前払年金費用	1,110	特別積立金	87,950
債務保証見返	67	当期末処分剰余金	7,810
貸倒引当金	△ 1,176	会員勘定合計	187,116
(うち個別貸倒引当金)	△ 561	その他有価証券評価差額金	81,976
投資損失引当金	△ 36,002	評価・換算差額等合計	81,976
		純資産の部合計	269,093
資産の部合計	8,326,027	負債及び純資産の部合計	8,326,027

第63期

平成28年4月 1日から

平成28年9月30日まで

損益計算書

科 目	金 額
	千円
経 常 収 益	19,725,807
資 金 運 用 収 益	14,082,599
貸 出 金 利 息	671,417
預 け 金 利 息	720,985
コ ー ル ロ ー ン 利 息	4,443
買 現 先 利 息	0
有 価 証 券 利 息 配 当 金	12,528,789
再 預 託 金 利 息	0
そ の 他 の 受 入 利 息	156,961
役 務 取 引 等 収 益	519,038
受 入 為 替 手 数 料	19,936
そ の 他 の 受 入 手 数 料	322,572
そ の 他 の 役 務 収 益	176,529
そ の 他 業 務 収 益	5,123,911
外 国 為 替 売 買 益	10,630
国 債 等 債 券 売 却 益	5,111,230
そ の 他 の 業 務 収 益	2,050
そ の 他 経 常 収 益	257
そ の 他 の 経 常 収 益	257
経 常 費 用	13,520,827
資 金 調 達 費 用	5,506,357
預 金 利 息	5,148,981
譲 渡 性 預 金 利 息	51
借 用 金 利 息	331,151
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	25,604
預 託 金 利 息	0
そ の 他 の 支 払 利 息	568
役 務 取 引 等 費 用	170,516
支 払 為 替 手 数 料	17,200
そ の 他 の 支 払 手 数 料	78,698
そ の 他 の 役 務 費 用	74,617

そ の 他 業 務 費 用	3, 771, 746
国 債 等 債 券 売 却 損	362, 522
国 債 等 債 券 償 還 損	9, 433
金 融 派 生 商 品 費 用	3, 396, 495
そ の 他 の 業 務 費 用	3, 295
経 費	2, 959, 861
人 件 費	1, 689, 579
物 件 費	1, 134, 983
税 金	135, 298
そ の 他 経 常 費 用	1, 112, 346
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	177, 556
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	751, 325
金 銭 の 信 託 運 用 損	83, 919
そ の 他 の 経 常 費 用	99, 545
経 常 利 益	6, 204, 980
特 別 利 益	—
特 別 損 失	0
固 定 資 産 処 分 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	6, 204, 980
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1, 738, 599
法 人 税 等 調 整 額	—
法 人 税 等 合 計	1, 738, 599
当 期 純 利 益	4, 466, 380
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	3, 344, 487
当 期 未 処 分 剰 余 金	7, 810, 868

(参考) 単体自己資本比率

(単位：百万円、%)

項目	当期末	
		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	187,116	
うち、出資金及び資本剰余金の額	69,455	
うち、利益剰余金の額	117,660	
うち、外部流出予定額(△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,059	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,059	
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	27,880	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	222,056	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	150	225
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	150	225
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額	320	480
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	13,167	389
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	13,638	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	208,417	

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	809,182	
資産（オン・バランス）項目	779,899	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6,871	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	225	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額		
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	480	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△7,967	
うち、上記以外に該当するものの額	389	
オフ・バランス取引等項目	28,260	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,003	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	18	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	37,572	
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（二）	846,755	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	24.61	%

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用組合及び信用協同組合連合会が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月金融庁告示第17号）」における附則別紙様式第1号に従うものとする。
3. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示（協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成25年金融庁告示第6号）附則第8条第9項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

4. 大口与信の基準となる自己資本の額（自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額）（単位：百万円）

	180,537
5. 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用組合等＝1、基礎的内部格付手法採用組合等＝2、先進的内部格付手法採用組合等	1
6. オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用＝1、粗利益配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3）	1

7. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

剰余金処分案

第62期 { 平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで }

全国信用協同組合連合会

科 目	金 額 (円)
当 期 未 処 分 剰 余 金	13,026,322,832
剰 余 金 処 分 額	9,681,834,904
利 益 準 備 金	1,200,000,000
普通出資に対する配当金	1,954,236,000
優先出資に対する配当金	27,598,904
特 別 積 立 金	6,500,000,000
繰越金 (当期末残高)	3,344,487,928

(注) 1. 普通出資に対する配当は、額面に対して年4%の割合。

2. 優先出資に対する配当は、第1回から第5回発行分が額面に対して年0.4%の割合、第6回発行分が額面に対して年1.2%の割合。

日計表
 (平成28年10月末現在)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	13,859,241	預 当 金	6,256,054,437,476
(うち小切手・手形)	13,859,241	普 通 預 金	362,941,819
外 国 通 貨		通 知 預 金	502,260,646,690
預 け 金	2,247,459,221,570	為 替 決 済 預 り 金	7,132,648,359
預 渡 性 預 け 金	2,187,459,221,570	[小 計]	46,392,503,944
買 入 手 形	60,000,000,000	[定 期 預 金]	5,599,245,301,382
一 口 一 定 金	85,020,210,000	積 立 定 期 預 金	
買 入 先 勤 定 金		保 障 基 金 定 期 預 金	100,530,500,000
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証		[小 計]	5,699,775,801,382
買 入 金 債 権	97,535,129,506	非 居 住 者 円 預 金	
金 銭 の 信 託	51,500,000,000	外 貨 預 金	129,895,282
有 価 証 券	3,891,159,984,731	[小 計]	129,895,282
国 債	2,327,982,699,930	譲 渡 性 預 金	81,626,000
地 方 債	127,146,890,552	借 組 合 短 期 資 金	632,046,000,000
短 期 社 債	114,999,942,450	借 入 金	632,046,000,000
(公 社 公 団 債)	117,947,648,865	当 座 借 越 形	
(金 融 債)	129,280,628,787	再 割 引 手 形	
(そ の 他 社 債)	212,055,623,806	売 渡 手 形	
株 式	3,375,381,380	コ ー マ シ ャ ル ・ ベ ー パ 一	
貸 付 信 託		外 国 他 店 預 り	
投 資 信 託	63,797,875,219	外 国 他 店 借 替	
外 国 証 券	709,310,678,258	未 払 外 国 為 替 債	30,000,000
そ の 他 の 証 券	85,262,615,484	未 決 済 為 替 借 用	12,492,107,539
貸 出 金	1,495,946,279,592	未 払 法 人 税 等	1,848,100
(うち金融機関貸付金)	725,085,444,478	未 受 収 諸 税	21,909,542
割 引 手 形 貸 付	2,000,000	未 払 戻 配 当 金	
手 形 書 付 付 越	927,914,780,800	未 払 戻 未 済 持 分	
当 座 預 金	554,807,427,269	職 員 預 り 金	214,305,082
特 別 預 託 金	13,222,071,523	先 物 取 引 差 入 証 拠	
代 理 店 勤 定 金	6,000,000	借 入 有 価 証 券	
外 国 他 店 為 替 預 け	316,643,148	売 入 派 生 商 品	428,285,000
外 国 他 店 為 替 預 け	316,643,148	金 融 商 品 等 受 入 担 保	
買 入 外 国 為 替 預 け		リ ー ス 債 務	12,187,368
取 立 外 国 為 替 預 け		資 産 除 去 債 務	47,000,000
そ の 他 の 資 産	107,494,227,290	仮 受 の 負 債	5,785,432,890
未 長 期 出 資	100,000,000	そ の 他 の 負 債	14,423,257,938
前 未 払 費 用	5,776,486,721	本 支 店 勤 定 金	
先 物 取 引 差 入 証 拠	18,010,000	代 理 業 務 引 当 金	294,804,046
先 保 管 有 価 証 券 等	15,250,000	役 員 賞 与 引 当 金	749,121,754
金 融 商 品 等 差 入 担 保		退 職 給 付 引 当 金	111,105,093
リ ー ス 投 資 資 産	190,425,023	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	
そ の 他 の 資 産	101,394,055,546	そ の 他 の 引 当 金	
有 形 支 店 定 勤 資 産	7,853,848,951	特 別 法 上 の 引 当 金	
建 物	1,529,221,285	繰 延 税 金 負 債	74,983,228
土 地	5,978,640,670	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
建 設 仮 勤 定 勤 資 産	13,668,900	債 務 保 証	106,557,082
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	115,464,768	負 債 計	7,762,159,712,293
前 払 年 金 費 用	1,225,238,750	純 資 産	182,650,387,928
無 形 固 定 資 産	615,464,762	出 資 金	59,155,900,000
ソ フ ト ウ ェ ア	452,420,836	普 通 出 資 金	48,855,900,000
の れ 資 産		優 先 出 資 金	10,300,000,000
リ ー ス 資 産		優 先 出 資 申 込 証 拠	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	163,043,926	資 本 剰 余 金	10,300,000,000
繰 延 税 金 資 産	1,208,188,635	資 本 準 備 金	10,300,000,000
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		そ の 他 資 本 剰 余 金	
債 務 保 証 見 返	106,557,082	利 益 剰 余 金	113,194,487,928
貸 倒 引 当 金	988,757,074	利 益 準 備 金	21,900,000,000
(うち個別貸倒引当金)	582,524,144	そ の 他 利 益 剰 余 金	91,294,487,928
そ の 他 の 引 当 金	35,767,596,647	特 別 積 立 金	87,950,000,000
		(うち目的積立金)	
		繰 上 越 剰 余 金	3,344,487,928
		未 如 分 剰 余 金	
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠	
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	
		繰 上 越 へ ツ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額	
		負 債 及 び 純 資 産 計	7,944,810,100,221
		期 中 損 益	5,884,399,316
合 計	7,950,694,499,537	合 計	7,950,694,499,537

店舗数(店舗) 8
 出資口数(口) 566,559
 会員数(組合) 153

常勤役員数(人) 346
 (うち役員(人)) 7
 (うち男性職員(人)) 218
 (うち女性職員(人)) 121

計表ID	FN210	Ver.201403
基準日(西暦年/月)	2016	10
金融機関コード	2010	
金融機関名	全国信用協同組合連合会	

別紙様式1-2

日計表
(平成28年10月中平残)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	98,263,326	預 金	6,247,153,267,839
現 金 (うち小切手・手形)	98,263,326	当 座 預 金	535,872,130
外 国 通 貨	84,342,216	普 通 通 知 預 金	505,734,680,170
預 け 金	2,499,142,893,042	為 替 決 済 預 り 金	6,716,313,908
預 け 金	2,437,852,570,461	別 段 預 金	21,950,232,171
譲 渡 性 預 け 金	61,290,322,580	[小 期 計]	534,937,098,381
買 入 手 形		定 積 立 定 期 預 金	5,611,552,738,826
コ ー ル 一 定 金	151,633,140,193	保 障 基 金 定 期 預 金	100,530,500,000
買 入 先 勤 定 金	4,516,129,032	[小 計]	5,712,083,238,826
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	100,251,981,660	非 居 住 者 円 預 金	
買 入 金 銭 の 債 権 信 託	51,500,000,000	[外 小 計]	132,930,631
有 価 証 券 債 権 信 託	3,828,860,377,485	譲 渡 性 預 金	132,930,631
国 債	2,350,353,366,527	借 用 預 金	81,626,000
地 方 債	128,115,139,863	組 合 短 期 資 金	631,529,967,741
短 期 社 債	64,064,466,004	借 入 金	631,529,967,741
社 債	428,077,816,084	再 割 引 手 形	
(公 社 公 団 債)	112,100,943,104	コ ー ル マ ネ	
(金 融 債)	111,761,561,690	売 現 先 勤 一 定 金	1,032,324,405,890
(そ の 他 社 債)	204,215,311,289	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	6,000,000
株 資 付 信 託 託 金	3,375,381,380	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ	
投 資 信 託 託 金	60,807,141,761	外 国 他 店 預 り 替	4,993,739
外 国 証 券 債 権 信 託	708,088,321,346	外 国 他 店 店 借 替	
そ の 他 の 証 券 債 権	85,978,744,516	売 渡 外 国 為 替	4,993,739
貸 出 金 融 機 関 貸 付 金	1,537,702,310,905	未 決 済 為 替 借 用	63,415,571,813
(うち金融機関貸付金)	726,759,711,132	未 未 決 済 為 替 借 用 等	12,492,107,539
割 引 手 形 付 金	1,677,419	未 未 決 済 為 替 借 用 等 税	1,848,100
手 形 引 手 形 付 金	968,180,858,180	未 未 決 済 為 替 借 用 等 税 諸	16,414,698
証 書 貸 付 金	556,180,722,346	未 未 決 済 為 替 借 用 等 税 諸 金	
当 座 預 金		未 未 決 済 為 替 借 用 等 税 諸 金 分	
特 別 預 託 金	13,339,052,959	職 員 預 り 金	213,344,206
代 理 店 勤 定 金	6,000,000	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	
再 預 託 金	358,038,884	先 物 取 引 差 金 勤 定 金	
外 国 他 店 預 け 金	358,038,884	借 入 有 価 証 券 債 権	
外 国 他 店 為 替 預 け 金		売 付 債 権	545,926,935
買 入 外 国 為 替 預 け 金		金 融 派 生 商 品 等 受 入 担 保 金	
取 立 外 国 為 替 預 け 金	16,633,282,516	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金 一	12,372,291
そ の 他 の 資 産 替 換 債 権		資 産 除 去 債 務 金	47,000,000
未 決 済 為 替 債 権		仮 受 の 他 の 負 債 金	3,277,755,144
未 決 済 為 替 債 権 替 換 債 権		本 支 店 勤 定 金	46,808,802,898
前 払 出 費 用 金	100,000,000	代 理 業 務 勤 定 金	
未 収 入 益 金	5,776,486,721	賞 与 引 当 金	294,804,046
先 物 取 引 差 金 勤 定 金	137,380,967	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	750,999,173
保 管 有 価 証 券 等 債 権		そ の 他 の 引 当 金	111,105,093
金 融 派 生 商 品 等 受 入 担 保 金	16,262,096	特 別 法 上 の 引 当 金	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		繰 上 税 金 負 債	74,983,228
仮 一 ス 投 資 金	157,924,560	再 評 価 に 係 る 繰 上 税 金 負 債	
そ の 他 の 資 産 定 金	10,445,228,170	債 務 保 証 計	70,483,745
有 形 固 定 資 産	7,837,567,278	負 債 純 資 産	7,975,818,208,311
建 物 地 産 物	1,527,842,530	出 資 金	182,650,387,928
土 地	5,978,640,670	普 通 出 資 金	59,155,900,000
建 設 仮 勤 定 金	13,688,900	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	48,855,900,000
建 設 仮 勤 定 金	106,147,304	資 本 剰 余 金	10,300,000,000
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	211,267,873	資 本 剰 余 金	10,300,000,000
無 形 固 定 資 産	608,127,888	そ の 他 資 本 剰 余 金	
ソ フ ト ウ ェ ア	437,306,642	利 益 剰 余 金	113,194,487,928
の れ 入 金		利 益 剰 余 金	21,900,000,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	170,821,245	そ の 他 利 益 剰 余 金	91,294,487,928
前 払 年 金 費 用 金	1,221,463,823	特 別 積 立 金	87,950,000,000
繰 上 税 金	1,208,188,635	(うち目的積立金)	
再 評 価 に 係 る 繰 上 税 金 負 債		繰 上 税 金 負 債	3,344,487,928
債 務 保 証 見 返 金	70,483,745	未 処 分 剰 余 金	
貸 倒 引 当 金	998,757,074	自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	
(うち個別貸倒引当金)	562,524,144	自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	
そ の 他 の 引 当 金	35,767,596,647	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	
		繰 上 税 金 負 債 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額	
		負 債 及 び 純 資 産 計	8,158,468,596,239
		期 中 損 益	6,413,298,459
合 計	8,164,881,894,698	合 計	8,164,881,894,698